

協議第 4 号

消防職員数及び消防車両数について

次の調整結果について協議を求める。

平成 27 年 7 月 7 日調整

上尾市・伊奈町消防広域化協議会
会 長 島 村 穰

調整結果	1 広域化実施時の消防職員数は両市町の現有数合計 313 名とする。 2 広域化実施時の消防車両数は両市町の現有数とし、現状の配置場所とする。
------	--

(説明)

1 広域化実施時の消防職員数について

- ・広域化の一つの目的は、現状の消防力で最大の効果を生み出すこと（スケールメリット）にあることから、広域化実施時点で職員の増員を行うことは、両市町の住民に対して説明責任を果たすことができない。
- ・現状で両市町が必要な消防職員数を、それぞれ 260 名及び 53 名としていることから、この人員を活用して現場活動要員を充実させ、消防体制を強化することが広域化の大きな目的となる。
- ・以上のことから、広域化実施時には現状の両市町の消防職員数合計 313 名をもって組織する。

2 広域化実施時の消防車両数について

- ・消防車両数についても上記 1 の消防職員数と同様に考えられることから、広域化時に新たな消防車両の購入等は実施せず、現状の保有数及び配置をもって広域化を開始する。